

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年法務省令第 37 号。以下「整備省令」という。）の施行に伴い、「行政書士法施行規則」（昭和 26 年総理府令第 5 号。以下「規則」という。）の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

行政書士が行う業務には、「行政書士法」（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 に規定する業務のほか、他の法令等に基づき行うことができる業務がある。

同法第 13 条の 6 は、行政書士法人における当該業務の範囲は規則で定めることとしているが、その一つとして、規則第 12 条の 2 第 1 号は、行政書士が出入国関係申請を外国人に代わって行う場合に当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない行為を定める「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和 56 年法務省令第 54 号）別表第 7 の 2 に定める行為等を定めている（出入国関係申請取次業務）。

改正法及び整備省令により、同表に定める行為が追加され、行政書士が行うことができる業務が拡大したこと等から、同様に、当該追加された行為を行政書士法人が行うことができる業務として規則に位置づける等の改正を行うものである。

3 公布日及び施行期日（同日を予定）

令和 6 年 6 月 10 日（予定）

（その他）意見公募手続について

本改正は、他の法令の制定に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない場合について定める行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施しない。